平成２８年（フ）第１７４８号
さいたま市北区土呂町１丁目29番地９　ＴＯＭＡＴＯＨＯＵＳＥ103、旧住所さいたま市北区盆栽町147番地　けやきガーデン310号
破産者　生長　徳治
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５４号
鹿児島県鹿児島市長田町18番36号　長野ハイツ401号
破産者　中木原智子
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２０９１号
札幌市厚別区厚別東１条３丁目13番11―201号
破産者　境　　章仁
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２０７号
札幌市北区新川３条10丁目２番25号
破産者　前佛あけみ
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８８号
札幌市白石区本郷通４丁目南２番28号　グランドハイツ武田３号
破産者　村田　和明
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１号
秋田県能代市字大瀬儘下29番地１　Ｂ１棟24号
破産者　村井　清蔵
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第３５号
秋田県にかほ市畑字福田59番地
破産者　佐々木　弘
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第１５１号
福島県郡山市富久山町久保田字郷花21番地　コーポラス佐久間Ｖ102号
破産者　國分かおり
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第４８１号
埼玉県所沢市上新井１丁目31番地の19　梨の木ハイツＢ―202、開始決定上の住所埼玉県入間市久保稲荷５丁目10番地13　サンシティスギタＡ202
破産者　小幡　美穂（旧姓正源寺）
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６２２号
埼玉県川越市大字砂39番地１　（フォルトゥーナサーブル107号室）
破産者　斎藤　友宏
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６９１号
埼玉県所沢市美原町４丁目2962番地の41
破産者　古川　　誠
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２８２号
埼玉県児玉郡上里町大字三町84番地１　レオパレススリータウン112号
破産者　佐嶋　秋平
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２８９号
埼玉県熊谷市妻沼中央18番地１　ユウ・フォーリアＡ103
破産者　戸塚　知子
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３６４号
埼玉県東松山市大字松山2819番地３　市営諏訪下住宅２号棟202号、旧住所埼玉県東松山市小松原町18番地３　リトルフラワー３階303
破産者　河内　　清
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第６９１号
川崎市川崎区殿町１丁目８番15号　ユナイト殿町ディルラムの杜　209、前住所横浜市南区新川町３丁目20番地２　ザ・パークハウス横浜吉野町604号
破産者　古川　隆義
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
東京都稲城市矢野口153番地の２　ルネ稲城907号、営業所の住所川崎市多摩区登戸新町382―６
破産者　あまの整術院こと　天野　　久
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第９９号
川崎市高津区北見方１丁目14番26号　リバーコーポ　102号
破産者　西山　拓巳
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４０１号
神奈川県平塚市東八幡１丁目６番14号
破産者　向井　錠二
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部